

岩手県議会東日本大震災津波復興特別委員会

現地調査における要望事項への対応状況

平成 24 年 3 月

1 現地調査の実施日程等

ブロック	月 日	時 間	会 場	相手方
釜石地区 (釜石市・大槌町)	11月17日(木)	10:30~11:15	釜石地区合同庁舎会議室	大槌町長 (復興局長、地域整備課長 外)
		11:15~12:00	釜石地区合同庁舎会議室	釜石市副市長 (総務企画部長、総合政策課長 外)
		14:00~15:00	平田第6仮設団地集会所 (釜石市)	仮設住宅入居者 (9人)
久慈地区 (野田村)	11月17日(木)	10:30~12:00	野田村役場会議室	野田村長 (総務課総括主査 外)
		14:00~15:00	野田中学校仮設住宅集会所	仮設住宅入居者 (11人)
大船渡地区 (大船渡市 ・陸前高田市)	11月24日(木)	10:30~11:30	陸前高田市役所第3仮設庁舎会議室	陸前高田市長 (復興対策局長、建設部長 外)
		13:15~14:15	大船渡市リアスホール	大船渡市副市長 (災害復興局長、企画政策部長 外)
		14:30~15:30	永沢応急仮設住宅集会所 (大船渡市)	仮設住宅入居者 (10人)
宮古地区 (宮古市)	11月24日(木)	10:30~12:00	宮古市役所会議室	宮古市副市長 (復興推進室長、総務企画部長 外)
		14:00~15:00	グリーンピア三陸みやこ 仮設住宅集会所	仮設住宅入居者 (15人)

2 要望事項の分野等別件数

(1) 市町村からの要望事項

分野 市町村	防災の まちづくり	交通 ネット ワーク	生活・ 雇用	保健・ 医療・ 福祉	教育・ 文化	地域コ ミュニ ティ	市町村 行政機 能	水産業 ・農林 業	商工業	觀 光	その他	合 計
計	15	6	6	3	4		3	10	5	1	7	60
大槌町							1					1
釜石市	4	1	2	1				1				9
野田村	4		1				1					6
陸前高田市	1	1	1	1	2			5		1		12
大船渡市	5	4	2	1	2			4	5		6	29
宮古市	1						1				1	3

※ 分野は、岩手県東日本大震災津波復興計画復興基本計画の分類による。

(2) 応急仮設住宅入居者からの要望事項

内容 会場	仮設住宅全般	仮設住宅周辺 環境整備	まちづくり等	今後の見通し等	その他	合 計
計	19	31	5	5	3	63
釜 石	5	17			2	24
野 田	3		1	1		5
大船渡	6	11		1		18
宮 古	5	3	4	3	1	16

3 現地調査に基づく執行部への緊急要請

(1) 要請日時

平成 23 年 12 月 26 日（月） 11：00～11：30

(2) 要請者

田村誠委員長、熊谷泉世話人

(3) 執行部対応者

上野復興局長、廣田副局長、平井副局長

(4) 要請事項等

要請事項	対応状況
①埋蔵文化財調査の促進 各市町村の復興計画の事業実施にあたり、埋蔵文化財調査の遅れがネックとなってい る。調査員の増を図り、埋蔵文化財調査の促進を図っていただきたい。	来年度当初から他県からの支援専門職員を受け入れることにしており、埋蔵文化担当職員の増員も図っていきます。なお、野田村においては、県教育委員会で試掘調査等の支援を継続して行っており、保育園に係る発掘調査については 1 月 23 日から実施し終了したところです。
②被災市町村への人的支援の強化 被災市町村においては、多数の職員が犠 牲になる等、復旧・復興に係るマンパワー が不足している。県及び他の自治体等から の人的支援を継続、強化していただきたい。	人的支援については、発災直後からニーズを把握しながら職員を派遣しており、引き続き支援を行っていきます。また、今後、本格化するまちづくり事業に当たっては、今まで以上に技術職を必要としますが、国土交通省が設置した職員派遣スキームの活用等により必要な人員の確保に努めていきます。
③産業再生に係る支援施策の拡充 被災市町村においては、震災後、人口流出 が続いている。雇用の場の確保、創出のため、 産業再生に係る支援施策の拡充を図ってい ただきたい。	中小企業等グループ補助金や修繕費補助金等に より支援しているほか、事業用資産が滅失した中 小企業者の施設復旧費に対する補助制度を創設す るとともに、新たな制度として事業復興型雇用創 出事業を実施することとしています。
④国の第3次補正予算関係事業の早期執行 国の第3次補正予算の成立を受け、関係事 業の早期執行により被災地の本格的な復 旧・復興の促進を図っていただきたい。	第3次補正予算を十分に生かし、県の復興実施 計画や市町村の復興計画等に記載された事業の早 期実現が図られるよう取組を進めています。

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査における要望への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
1	○ 現在、派遣職員25名を含め、141名の体制となっている。派遣職員は短期が1~2週間、長期は1年となっているが、ここ1~2年はマンパワーが必要である。土地区画整理の権利調整には10~20名増えても作業がたいへんになるとを考えている。継続的に支援していただくことが必要。【市町村行政機能】	大槌	<p>県では、発災直後から行政機能回復のための県職員派遣を開始し、その派遣後においても繰り返し町を訪れ、そのニーズの把握に努め、適切な時期に必要な県及び県内外市町村職員を派遣するよう調整しています。また、町からの求めに応じ、副町長や部局長等の幹部職員を派遣し、町のマネジメント強化にも対応しております。引き続き、このような支援を行っていきます。</p> <p>また、土地区画整理事業及び防災集団移転事業については、国土交通省が設置した全国自治体からの職員派遣スキームの活用等により事業実施に必要な人員の確保に努めています。</p>	政策地域部・県土整備部
2	○ これから社会資本整備の復旧が急務である。湾口防波堤、復興道路、防潮堤、三陸鉄道などに対する支援をお願いしたい。【防災のまちづくり】	釜石	<p>釜石港の湾口防波堤については、釜石港復旧・復興方針で5年以内に機能の本格復旧を目指すこととしており、国に対しその実現について強く働きかけていきます。</p> <p>防潮堤については、災害復旧事業や交付金により早期復旧に努めています。</p> <p>復興道路については、平成23年11月21日に成立した国の平成23年度第三次補正予算において、これまでの未着工区間も新規事業化され、国により整備や調査が進められています。</p> <p>県では、引き続き、「復興道路」の早期全線開通について、国に対し強く働きかけていきます。</p> <p>三陸鉄道の復旧については、国からの支援を受けられることとなったことを踏まえ、県においても平成23年度9月補正予算で所要の予算を措置したところであり、会社では平成23年11月に起工式を行い、復旧工事に着手したところです(平成26年4月全線運行再開予定)。</p>	政策地域部・県土整備部
3	○ ガレキの広域処理について、県の支援をお願いしたい。【防災のまちづくり】	釜石	県への委託の有無にかかわらず、県全体として処理が円滑に進むことが重要と考えています。このことから、委託を受けていない市町村についても岩手県災害廃棄物処理詳細計画に基づき内陸市町村等との調整、他県への搬出調整などを行つておらず、今後とも、必要な支援を行っていきます。	環境生活部
4	○ 雇用の確保対策として、中小企業再建のための支援制度の創設及び二重ローン問題の解消、雇用開発助成金の弾力的運用(水産加工業の従業員の復帰を促進)をお願いしたい。【生活・雇用】	釜石	<p>中小企業再建については、中小企業等グループ補助金や修繕費補助金等により支援しているほか、事業用資産が滅失した中小企業者の施設復旧費に対する補助制度について、新たに制度化したいと考えております。二重ローン問題に関しては、既設の「岩手県産業復興相談センター」と、2月22日に設立された「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」の効果的な機能発揮を促進していきます。</p> <p>雇用開発助成金は国の制度ですが、企業で同一の方を再雇用する場合は当該企業から離職後3カ年を経過しなければ助成対象とならないため、事業者の方々から要件緩和の要請があったことを承知しており、今回の要望の趣旨は国にお伝えします。</p> <p>また、このたび新たな制度として県が実施主体となり、産業政策と一緒にした施策として事業復興型雇用創出事業を実施することとしております。この事業においては離職後の期間にかかわらず、再雇用された場合も助成金の対象としておりますので、事業者の方々の利用が図られるよう御協力をお願いします。</p>	商工労働観光部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査における要望への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
5	○ 漁業施設の早期復旧と負担の軽減をお願いしたい。【水産業・農林業】	釜石	漁協等による共同利用漁船、養殖施設、共同利用施設、サケふ化場等の復旧・整備を支援しており、釜石市内3漁協においては、平成23年12月末現在、共同利用漁船917隻に対して補助金交付決定し、養殖施設1,576台などが整備されました。また、補助事業実施に当たっては、国費のほか、県、市町村の嵩上げにより、実施主体の負担軽減に努めています。	農林水産部
6	○ 港湾は地域経済の大きな役割を果たしており、早く応急復旧から本格的復旧へ移行してほしい。【防災のまちづくり】	釜石	岸壁などの港湾施設については、これまでに暫定的に利用可能な状態まで応急復旧工事を実施したところ。今後は、釜石港復旧・復興方針で2年以内の港湾機能の本格復旧を目指すこととしていることから、港湾利用者との調整を図りながら順次本格復旧を進めています。	県土整備部
7	○ 防災基盤施設である防潮堤、水門の早期整備をお願いしたい。【防災のまちづくり】	釜石	防潮堤、水門については、災害復旧事業や交付金により早期復旧に努めています。	県土整備部
8	○ 生活道路である県道の早期復旧で孤立地区(室浜地区)を解消していただきたい。【交通ネットワーク】	釜石	釜石方面では、復旧工事を進め、11.22に全面通行止を解除し通行可能となったところです。また、大槌町方面は現在も通行止としており、復旧には、用地取得や関係機関との協議等要することから現在、早期復旧に向けその取組みを進めているところです。	県土整備部
9	○ 生活支援相談員を配置していただいているが、更なる心のケアの充実を図っていただきたい。【保健・医療・福祉】	釜石	「こころのケア」対策については、発災直後から現在まで、県内外から延べ30に上る「こころのケア」チームの支援を頂き、仮設住宅等への訪問活動等を実施するとともに、県では、被害が甚大であった沿岸の7市町村に、相談や診察の拠点となる「震災こころの相談室」を設置し、きめ細かい「こころのケア」対策を展開してきました。 今後は、被災者等に対する「こころのケア」対策を中長期的に継続して取り組むため、全県の「こころのケア」を総合的に推進する「岩手県こころのケアセンター」を岩手医科大学内に設置したところであります。3月には地域において「こころのケア」対策を行う「地域こころのケアセンター」を沿岸4保健医療圏域に設置することとしています。 これらの「こころのケアセンター」においては、精神科医師、保健師、臨床心理士等の専門職員を配置し、沿岸7市町村に設置している「震災こころの相談室」での相談や仮設住宅等への訪問のほか、ケア活動を担う人材育成や関係機関のネットワークの強化など、被災者に寄り添ったきめ細かな「こころのケア」に取り組んでいくこととしております。	保健福祉部
10	○ 旧釜石商業高校の建物、土地の利活用への配慮(復興住宅、多機能型施設への活用等)をお願いしたい。【生活・雇用】	釜石	旧釜石商業高校の利活用については、建物は耐震性が低いことから解体し、その跡地は災害復興公営住宅用地として活用されることになっています。	教育委員会
11	○ 埋蔵文化財調査の速やかな実施をお願いしたい。【防災のまちづくり】	野田	市町村公共事業に伴う発掘調査は、原則として地元市町村が対応することになつておりますが、野田村においては専門職員がいないことから、県教育委員会で、事前協議や試掘調査の支援を継続してきたところです。野田村内の保育園に係る発掘調査については、村との協議を経て1月23日より実施しているところです。	教育委員会

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査における要望への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
12	○ 堤防等水門の遠隔操作化をお願いしたい。 【防災のまちづくり】	野田	水門等の遠隔操作化については、関係者との意見調整等を行い、災害復旧事業や交付金により対応予定です。	国土整備部
13	○ 雇用の確保対策をお願いしたい。【生活・雇用】	野田	このたび新たな制度として県が実施主体となり、産業政策と一体となった施策として事業復興型雇用創出事業を実施することとしております。この事業においては離職後の期間にかかわらず、再雇用された場合も助成金の対象としており、事業者の方々の利用が図られるよう御協力をお願いします。	商工労働観光部
14	○ 全国有数のさけ孵化場がある下安家地区への防潮堤設置をお願いしたい。【防災のまちづくり】	野田	下安家地区の津波対策については、これまで関係者との意見調整等を行ってきたところであるが、具体の方針が決まっていないため、今後も具体策の検討を進めています。	国土整備部
15	○ 野田村の第2堤防について国道45号線の嵩上げをお願いしたい。【防災のまちづくり】	野田	国道45号の嵩上げについては、村の復興計画における位置づけ等も踏まえ、道路管理者である国と調整を図っていく必要があると考えます。	国土整備部
16	○ 区画整理事業実施に当たり役場職員には専門職が少ないため、人的支援の強化をお願いしたい。【市町村行政機能】	野田	県では、発災直後から行政機能回復のための職員派遣を開始し、その派遣後においても繰り返し町を訪れ、そのニーズの把握に努め、適切な時期に必要な職員を派遣するよう調整しています。 なお、土地区画整理事業及び防災集団移転事業については、国土交通省が設置した全国自治体からの職員派遣スキームの活用等により事業実施に必要な人員の確保に努めています。	政策地域部・国土整備部
17	○ 防潮堤等の整備促進をお願いしたい。 早期に津波に強い防潮堤や水門等の整備を進めること。また、水門閉鎖にあたっての消防団員の安全を確保するため、遠隔操作化を図ること。 【防災のまちづくり】	陸前高田	防潮堤や水門等の整備及び水門等の遠隔操作化については、災害復旧事業や交付金により早期復旧に努めています。	国土整備部
18	○ 災害に強い幹線道路網の整備促進をお願いしたい。 「三陸縦貫自動車道」を『復興道路』として整備を促進するとともに、沿岸と内陸を結ぶ国道や主要地方道等について復興道路の機能を補完する『復興支援道路』や新たな市街地の形成の核となる幹線道路として、抜本的な改良整備を進めること。 【交通ネットワーク】	陸前高田	ご要望の三陸縦貫自動車道については、平成23年11月21日に成立した国の平成23年度第三次補正予算において、これまでの未着工区間も新規事業化され、国により整備や調査が進められています。 県では、引き続き、「復興道路」の早期全線開通について、国に対し強く働きかけています。 また、県では、三陸沿岸地域の復興と安全・安心を確保するため、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークを構築することが必要と考えており、岩手県東日本大震災津波復興実施計画において、まちづくりと連携した道路整備や、三陸復興道路整備事業として「復興支援道路」や「復興関連道路」等の交通あい路の解消や防災対策、橋梁耐震化等を推進していくこととしています。 なお、事業実施にあたっては、市と調整を図りながら、整備のあり方等について総合的に検討し進めています。	国土整備部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査における要望への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
39	○生活再建、学習環境整備関係 ・学校校舎、社会教育施設、体育施設及び文化施設の早期建設への支援【教育・文化】	大船渡	市町村が計画する被災学校施設等の復旧整備が早期に実現するよう、災害復旧に対する国庫補助事務や財政支援措置等について国に要望するなど、継続して市町村を支援していきます。	教育委員会
40	○生活再建、学習環境整備関係 ・二重債務の解消と生活資金の援助【生活・雇用】	大船渡	<p>いわゆる二重ローン問題については、国が設置した「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が個別相談を行っているほか、県の「被災者相談支援センター」においても弁護士等の専門家が相談に対応しています。</p> <p>本県においては、住宅の新築又は改修を行う場合に、新規及び既存のローンに対する利子補給の補助制度を設け、既存ローンについては、新たな借入れを行ったときから、5年分の利子に対して一括して補助を行うこととしております。</p> <p>生活資金については、義援金、被災者生活再建支援金等の現金給付のほか、生活福祉資金などの各種融資制度などにより、きめ細かく支援してまいります。</p>	復興局・県土整備部
41	○ 地域産業関係 ・中小企業等の早期再建のための仮設施設(店舗、事務所、工場等)整備事業に係る各種支援等 ◇店舗等の建設予定地整地費への支援 ◇仮設施設整備地賃借料への支援 ◇整備事業の早期着工及び早期完成 【商工業】	大船渡	中小機構による仮設施設整備事業は、市町村が整備用地を確保して行うこととなっており、県としては、事業者が一刻も早く事業再開できるよう、着工や完成が遅れている案件については、その原因を中小機構に確認しながら早期整備を促していきます。	商工労働観光部
42	○地域産業関係 ・被災企業等の東日本大震災からの着実な復興を図るため、適用条件の緩和等により全ての中小企業者が活用できる「二重ローン対策」の柔軟な運用【商工業】	大船渡	「二重ローン対策」に関しては、「岩手県産業復興相談センター」による債権買取支援、返済猶予に向けた金融機関との調整、事業再生計画の策定など、被災事業者の資金調達を支援する多種多様な取組と、2月22日に設立された「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」の効果的な機能発揮を促していきます。	商工労働観光部
43	○地域産業関係 ・太平洋セメントなど地域の基幹的な企業が所有する岸壁や倉庫、大船渡港で被災した荷役機械等の復旧に対する財政支援【商工業】	大船渡	被災した事業用資産の復旧については、中小企業等グループ補助金や事業協同組合等共同施設復旧補助金、中小企業被災資産修繕費補助金等の補助制度をはじめ、各種融資制度で支援しているところです。	商工労働観光部
44	○地域産業関係 ・養殖施設、漁船・漁具、漁港・魚市場、冷蔵庫、加工機械設備など、生産から流通・加工まで壊滅的な被害を受けた水産業の復旧・復興に係る支援、並びに被災地への復旧・復興に必要な資機材や工具の優先的な供給【水産業・農林業】	大船渡	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港については、航路等の瓦礫撤去、岸壁嵩上げや防波堤の仮復旧等により、市内全ての漁港で概ね漁船の利用が可能となっています。 ・大船渡市内4漁協においては、平成23年12月末現在、共同利用漁船1,235隻に対して補助金交付決定し、養殖施設2,210台が整備されたほか、サケふ化場の応急復旧を支援しています。 ・魚市場、製氷・貯氷施設ほか、水産加工業協同組合等の共同利用施設の復旧・整備を支援し、漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んでいるところです。 ・漁船や養殖資材等の円滑な供給については、大手メーカー等への働きかけなどを国に要請しています。 	農林水産部
45	○地域産業関係 ・被災した菌床しいたけ栽培の生産資材購入に係る遡及的財政支援及び集荷施設整備に係る財政支援【水産業・農林業】	大船渡	<p>被災した菌床しいたけ栽培の生産資材購入に対する支援については、菌床しいたけ生産復旧事業として2月補正予算に盛り込んでいます。なお、遡及措置については、要望どおり対応していきます。</p> <p>集荷施設整備については、市町村事業で実施する東日本大震災復興交付金(農山漁村活性化プロジェクト支援事業)の活用も市と一体となって検討していきます。</p>	農林水産部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査における要望への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
25	○産業の復興を図っていただきたい。 ・大規模施設園芸団地の整備 農業の生産や供給力の再生により雇用と産業の活性化を図るため、農地の早期復旧とあわせて大規模施設園芸団地の整備を早期に進めること。【水産業・農林業】	陸前高田	大規模施設園芸団地については、具体的な整備計画を地元と協議しながら、国の交付金等を活用し整備を支援していきます。 また、民間企業による施設園芸の生産拠点整備の可能性についても検討していきたいと考えています。	農林水産部
26	○産業の復興を図っていただきたい。 ・漁港等の整備 漁業再生に向け、漁港・漁場のガレキ撤去や漁港施設、防潮堤、海岸保全施設等の復旧整備を早期に進めること。【水産業・農林業】	陸前高田	発災後から、漁港の航路・泊地の瓦礫撤去を進めた結果、全ての漁港で概ね漁船の利用が可能となったほか、漁場の瓦礫撤去も鋭意進めているところです。 また、地元漁業者のニーズに基づき、防波堤や岸壁の応急工事を実施し、一部の岸壁で円滑な水産物の水揚げが可能となっており、今後、本格的な復旧工事を順次進めいくこととしています。 防潮堤など海岸保全施設については、津波防災力の強化に向け、地域づくりと十分に整合を図りながら、速やかに工事着手できるよう努めています。	農林水産部
27	○産業の復興を図っていただきたい。 ・長部漁港水産加工団地の整備 長部漁港水産加工団地の復旧整備を早期に進めること。また、既存企業の再建を促進するとともに水産関係企業の立地を促進すること。【水産業・農林業】	陸前高田	長部漁港の水産加工団地については、倒壊した護岸の仮復旧工事を実施し、海水の進入を防止するとともに、沈下した臨港道路の仮嵩上げ工事を行い車両等の円滑な通行確保を図るなどの対策を実施しており、今後、本格的な復旧工事に向け、工事発注等の準備を進めています。 また、被災した水産加工事業者に対する支援施策として、グループ補助や水産加工機器類整備補助等による早期再建に向けた施設・設備整備の支援を実施しているほか、今般成立した「東日本大震災復興特別区域法」に基づく復興交付金の活用により既存企業の再建を推進するとともに、同法の企業立地の促進に向けた税制上の特例措置の適用について、市と協力しながら、準備を進めています。	復興局
28	○産業の復興を図っていただきたい。 ・漁協を核とした漁業・養殖業の構築 漁業者が共同利用する漁船・漁具、種苗の確保や養殖施設、種苗生産施設、その他の共同利用施設等の復旧整備を早期に進めること。【水産業・農林業】	陸前高田	広田湾漁協においては、平成23年12月末現在、共同利用漁船505隻に対して補助金交付決定し、養殖施設1,209台が整備されたほか、ワカメ等養殖用種苗の確保を支援しているところです。また、サケふ化場の応急復旧や共同利用施設の修繕・機器整備の支援を進めています。	農林水産部
29	○ 復興に向けた法制度等 ・第3次補正予算の早期執行【その他】	大船渡	第3次補正予算では、三陸沿岸道路などの復興道路の緊急整備や三陸鉄道の復旧支援等の「安全」の確保のほか、「暮らし」の再建や「なりわい」の再生に向け、今後の復興の取組を加速させるための足掛かりとなる財源が確保されたと考えています。 県においては、3次補正予算を十分に生かし、県の復興実施計画や市町村の復興計画等に記載された事業の早期実現が図られるよう取組を進めています。	復興局

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査における要望への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
30	○復興に向けた法制度等 ・復興特別区域制度・復興交付金の円滑な運用 【その他】	大船渡	<p>復興特別区域制度を有効に活用するため、12月26日に県庁内に「復興特区プロジェクト・チーム」を設置しました。</p> <p>当該制度に盛り込まれた計画のうち、「復興推進計画」については、「保健・医療・福祉」及び「産業再生」分野について、内閣総理大臣に認定申請を行ったところです。このうち、「保健・医療・福祉」については2月9日に認定を受け、特例措置の活用を可能とした。今後とも、市町村等と密接に連携しながら、県及び市町村の復興計画等の実現のために必要となる特区申請を適時に行っていきます。</p> <p>「復興交付金」については、1月31日に第1次事業計画書の提出を行ったところです。当該計画書に対しては、4週間程度で国から交付可能額の通知が行われる予定であり、通知を受け次第速やかに交付金申請書を提出し、具体的な事業に着手していきます。</p> <p>なお、今後も、3ヶ月ごとに国から事業計画書提出の締め切りが設定されると聞いており、市町村と共に事業の熟度及び確度を高め、必要な時期に事業計画書提出を行っていきます。</p> <p>地方が創意工夫を発揮した復興事業を実施できるよう、これまで國に対して要望を行ってきましたが、今後も引き続き、復興特別区域制度の円滑な運用と、地域特性を踏まえた弾力的な対応を求めていきます。</p>	復興局
31	○復興に向けた法制度等 ・国庫補助負担率の引き上げ(10/10)及び補助対象経費の拡大並びに事業中であつた国庫補助事業の震災に起因する手戻り復旧工事について、災害復旧事業と同水準の補助率または災害復旧事業債を適用【その他】	大船渡	<p>復旧・復興のための事業に対する国費による力強い支援の継続、復興に要する費用の地方負担に対する財源措置の充実・確保について関係省庁への要望を行ってきたところです。</p> <p>必要な措置については引き続き要望を行っていきます。</p>	復興局
32	○復興に向けた法制度等 ・復興特例債の早期創設並びに災害復旧事業債の充当率の引き上げ及び交付税措置の充実 【その他】	大船渡	<p>復興のための地域づくりに必要な各種施策を展開できる復興交付金制度が創設されました。また、国の平成23年度第3次補正予算において、東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政事情に対応する「震災復興特別交付税」を交付できるようにするため、1兆6635億円が措置されています。</p> <p>復興特例債の早期創設及び災害復旧事業債の充当率の引き上げについては、復興交付金制度の創設と地方負担をゼロにする震災復興特別交付税が制度化されたため、実現されたものと考えております。</p>	政策地域部
33	○復興に向けた法制度等 ・地方交付税の増額【その他】	大船渡	震災復興特別交付税による平成23年度及び平成24年度の地方交付税額の増額の他、平成24年度の普通交付税算定において、測定単位や基準税額等算定基礎の欠損に対し、震災による影響を緩和する算定方法の特例が設けられる見込みです。	政策地域部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査における要望への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
34	○ 災害廃棄物処理関係 ・災害廃棄物の早期処理を図るため、受け入れ可能施設を有する自治体の情報提供、処理の斡旋等、国による調整及び支援による、他県を含めた災害廃棄物の広域的処理の推進【その他】	大船渡	平成26年3月までに処理を完了するためには広域処理が必要であり、既に受け入れを開始している東京都、山形県に続く受入先の拡大が課題です。現在、環境省の支援を受けて、受け入れに理解を示している自治体と銳意協議しているところであります。	環境生活部
35	○災害廃棄物処理関係 ・他県にガレキを搬出する際に、放射能に対する懸念を払拭するための受け入れ側の管理基準の早期明示【防災のまちづくり】	大船渡	平成23年11月18日に改正された「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に関するガイドライン」に「受入側でのモニタリング」として月1回程度の放射能測定の実施が示されています。	環境生活部
36	○災害廃棄物処理関係 ・災害廃棄物処理費の国庫補助金の交付について、申請事務手続きの簡素化及び処理の迅速化【防災のまちづくり】	大船渡	国からの国庫補助スキームの提示が遅れたことから概算払いなどに支障が生じたものと考えています。その後、国の支援チームの支援等により迅速化が図られてきていると考えています。	環境生活部
37	○ 生活再建、学習環境整備関係 ・北里大学海洋生命科学部三陸キャンパスの早期再開への支援【教育・文化】	大船渡	北里大学海洋生命科学部は、沿岸地域最大の教育研究機関であり、海洋生物、水産分野における幅広い研究や人材育成、更には本県産業の振興に重要な役割を果たしてきたところです。 このため、県は、これまで大船渡市や地域の関係団体とともに、大学を運営する学校法人北里研究所に対して、三陸キャンパスの早期再開を要望してきました。 また、国に対しても再建・維持存続のための全面的な支援や、同学部との連携を前提とした海洋に関する総合的な研究拠点の整備を要望してきたところです。 今後においても、三陸における北里大学海洋生命科学部の研究が継続されるよう県の有する施設・設備の融通や研究協力など、県としても必要な支援を行っていきます。	商工労働観光部
38	○生活再建、学習環境整備関係 ・児童生徒をはじめ、被災者などに対する長期間にわたる専門的な「心のケア」【保健・医療・福祉】	大船渡	被災した子どものこころのケアについては、現在、沿岸3地区に「子どものこころのケアセンター」を設置し、週1回程度、児童精神科医による診察や関係機関への助言指導を行っているところであり、今後も、研修会や普及啓発活動の実施も含めて対応を進めています。 また、「こころのケア」対策については、発災直後から現在まで、県内外から延べ30に上る「こころのケア」チームの支援を頂き、仮設住宅等への訪問活動等を実施するとともに、県では、被害が甚大であった沿岸の7市町村に、相談や診察の拠点となる「震災こころの相談室」を設置し、きめ細かい「こころのケア」対策を展開してきました。 今後は、被災者等に対する「こころのケア」対策を中長期的に継続して取り組むため、全県の「こころのケア」を総合的に推進する「岩手県こころのケアセンター」を岩手医科大学内に設置したところであり、3月には地域において「こころのケア」対策を行う「地域こころのケアセンター」を沿岸4保健医療圏域に設置することとしています。 これらの「こころのケアセンター」においては、精神科医師、保健師、臨床心理士等の専門職員を配置し、沿岸7市町村に設置している「震災こころの相談室」での相談や仮設住宅等への訪問のほか、ケア活動を担う人材育成や関係機関のネットワークの強化など、被災者に寄り添ったきめ細かな「こころのケア」に取り組んでいくこととしております。	保健福祉部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査における要望への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
39	○生活再建、学習環境整備関係 ・学校校舎、社会教育施設、体育施設及び文化施設の早期建設への支援【教育・文化】	大船渡	市町村が計画する被災学校施設等の復旧整備が早期に実現するよう、災害復旧に対する国庫補助事務や財政支援措置等について国に要望するなど、継続して市町村を支援していきます。	教育委員会
40	○生活再建、学習環境整備関係 ・二重債務の解消と生活資金の援助【生活・雇用】	大船渡	いわゆる二重ローン問題については、国が設置した「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が個別相談を行っているほか、県の「被災者相談支援センター」においても弁護士等の専門家が相談に対応しています。 本県においては、住宅の新築又は改修を行う場合に、新規及び既存のローンに対する利子補給の補助制度を設け、既存ローンについては、新たな借入れを行ったときから、5年分の利子に対して一括して補助を行うこととしております。 生活資金については、義援金、被災者生活再建支援金等の現金給付のほか、生活福祉資金などの各種融資制度などにより、きめ細かく支援してまいります。	復興局・県土整備部
41	○ 地域産業関係 ・中小企業等の早期再建のための仮設施設(店舗、事務所、工場等)整備事業に係る各種支援等 △店舗等の建設予定地整地費への支援 △仮設施設整備地賃借料への支援 △整備事業の早期着工及び早期完成 【商工業】	大船渡	中小機構による仮設施設整備事業は、市町村が整備用地を確保して行うこととなっており、県としては、事業者が一刻も早く事業再開できるよう、着工や完成が遅れている案件については、その原因を中小機構に確認しながら早期整備を促していきます。	商工労働観光部
42	○地域産業関係 ・被災企業等の東日本大震災からの着実な復興を図るため、適用条件の緩和等により全ての中小企業者が活用できる「二重ローン対策」の柔軟な運用【商工業】	大船渡	「二重ローン対策」に関しては、「岩手県産業復興相談センター」による債権買取支援、返済猶予に向けた金融機関との調整、事業再生計画の策定など、被災事業者の資金調達を支援する多種多様な取組と、2月22日に設立された「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」の効果的な機能発揮を促進していきます。	商工労働観光部
43	○地域産業関係 ・太平洋セメントなど地域の基幹的な企業が所有する岸壁や倉庫、大船渡港で被災した荷役機械等の復旧に対する財政支援【商工業】	大船渡	被災した事業用資産の復旧については、中小企業等グループ補助金や事業協同組合等共同施設復旧補助金、中小企業被災資産修繕費補助金等の補助制度をはじめ、各種融資制度で支援しているところです。	商工労働観光部
44	○地域産業関係 ・養殖施設、漁船・漁具、漁港・魚市場、冷蔵庫、加工機械設備など、生産から流通・加工まで壊滅的な被害を受けた水産業の復旧・復興に係る支援、並びに被災地への復旧・復興に必要な資機材や工員の優先的な供給【水産業・農林業】	大船渡	・漁港については、航路等の瓦礫撤去、岸壁嵩上げや防波堤の仮復旧等により、市内全ての漁港で概ね漁船の利用が可能となっています。 ・大船渡市内4漁協においては、平成23年12月末現在、共同利用漁船1,235隻に対して補助金交付決定し、養殖施設2,210台が整備されたほか、サケふ化場の応急復旧を支援しています。 ・魚市場、製氷・貯氷施設ほか、水産加工業協同組合等の共同利用施設の復旧・整備を支援し、漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んでいるところです。 ・漁船や養殖資材等の円滑な供給については、大手メーカー等への働きかけなどを国に要請しています。	農林水産部
45	○地域産業関係 ・被災した菌床しいたけ栽培の生産資材購入に係る遡及的財政支援及び集荷施設整備に係る財政支援【水産業・農林業】	大船渡	被災した菌床しいたけ栽培の生産資材購入に対する支援については、菌床しいたけ生産復旧事業として2月補正予算に盛り込んでいます。なお、遡及措置については、要望どおり対応していきます。 集荷施設整備については、市町村事業で実施する東日本大震災復興交付金(農山漁村活性化プロジェクト支援事業)の活用も市と一体となって検討していきます。	農林水産部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査における要望への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
46	○地域産業関係 ・全壊した個人事業主など、中小企業者の早期復旧・復興に係る補助制度の創設【商工業】	大船渡	事業用資産が滅失した中小企業者の施設復旧費に対する補助制度について、新たに制度化したいと考えています。	商工労働観光部
47	○地域産業関係 ・一般住宅の再建及び災害公営住宅の建設における地元産材の利用促進に対する支援【水産業・農林業】	大船渡	被災者が住宅の新築、補修又は改修を行う場合に、県産材の利用量に応じて、建設費の一部補助により支援を行うこととしており、また、災害公営住宅の建設にあたり、造作材や構造材の一部において県産材の利活用に努めることとしています。	県土整備部
48	○地域産業関係 ・工業用地の嵩上げや造成に係る財政支援【商工業】	大船渡	大船渡港永浜・山口地区に整備を進めている工業用地については、現在、震災ガレキの処理に利用されているところ。今後は、進出企業の動向を注視しつつ、大震災による沈下を考慮した嵩上げ等も含め、必要な対応を進めています。 工業団地の整備に対する支援については、県北・沿岸地域の市町村を対象に整備に要する借入金に対する利子補給を行っているところです。 東日本大震災津波に伴う産業用地の創出に対する支援については、国に対して新たな制度の創設を要望してきたところですが、今後も継続して要望を行っていくとともに、県としても可能な支援を検討していきます。	商工労働観光部・県土整備部
49	○都市基盤関係 ・三陸縦貫自動車道の整備促進について △中心市街地に直結する新たなインターチェンジの設置 △大船渡市三陸町吉浜から釜石間の早期事業化 △復興道路として早期全線開通【交通ネットワーク】	大船渡	中心市街地に直結する新たなインターチェンジの設置については、道路管理者である国と調整を図っていく必要があると考えます。 復興道路については、平成23年11月21日に成立した国の平成23年度第三次補正予算において、大船渡市三陸町吉浜から釜石間を含む未着工区間が新規事業化され、国により整備や調査が進められています。 県では、引き続き、「復興道路」の早期全線開通について、国に対し強く働きかけていきます。	県土整備部
50	○都市基盤関係 ・三陸鉄道南リアス線の早期全面復旧に係る国庫補助金の拡充【交通ネットワーク】	大船渡	三陸鉄道の復旧に係るスキームは、被災した鉄道施設を自治体が所有すること前提に、国が1/2、自治体が1/2負担することとなりましたが、自治体負担分については全額を震災復興特別交付税により措置されることから、自治体の負担は実質ゼロとなっています(一部国庫補助対象外あり)。	政策地域部
51	○都市基盤関係 ・JR大船渡線の嵩上げによる早期全面復旧に対する補助制度の創設【交通ネットワーク】	大船渡	現在、JR線の嵩上げに係る補助制度がないことから、国に対し、制度の創設について要望しています。 なお、被災した土地の嵩上げへの財政支援については、国の復興交付金事業メニューにあることから、その事業の中での実現可能性について、各市町村においても検討していただくよう助言しています。	政策地域部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査における要望への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
52	○都市基盤関係 ・集落内差込型移転(個別移転)の拡充適用等 防災集団移転促進事業の柔軟な運用【生活・雇用】	大船渡	防災集団移転促進事業については、今回の制度改正により集団的に建設すべき住宅の最低戸数について従来の10戸から5戸までの緩和が行われると共に、住宅敷地や災害公営住宅の住戸については必ずしも隣接して整備する必要はなく、コミュニティの形成に支障の無い範囲で自然地形を活かしながら道路沿いに間隔を空けて住宅敷地等配置することや、既存集落内に散在する空き地を活用して5戸以上の住宅敷地等を整備することも可能となったところです。また、住宅団地以外に移転を希望される者に対してはがけ地近接等危険住宅移転事業など防災集団移転促進事業との併用もご検討ください。	復興局
53	○都市基盤関係 ・明治三陸地震津波規模でも浸水域を生じさせず、想定を超える大津波がきても崩壊しないよう、大船渡湾口防波堤と防潮堤等の早期復旧と十分な予算措置【防災のまちづくり】	大船渡	大船渡湾は湾口防波堤と防潮堤との組み合わせによる津波対策を計画しており、明治三陸地震津波を対象として堤防高を設定しています。 大船渡港の湾口防波堤については、大船渡港復旧・復興方針で5年以内に機能の本格復旧を目指すこととしており、国に対しその実現について強く働きかけていきます。 防潮堤については、設計規模を上回る津波に対しても、直ちに壊れることなく、可能な限りその機能を保たせる工法について検討し、早期復旧に努めます。	県土整備部
54	○都市基盤関係 ・地盤沈下した岸壁・野積場・臨港道路等の早急な応急対策の実施と本格復旧に向けた十分な財政支援【防災のまちづくり】	大船渡	岸壁などの港湾施設については、これまで重要な施設を中心に暫定的に使用可能な状態まで応急復旧工事を実施してきたところです。今後は、大船渡港復旧・復興方針で2年以内の港湾機能の本格復旧を目指すこととしていることから、港湾利用者との調整を図りながら順次本格復旧を進めています。 今期のワカメ等の陸揚げや産地魚市場の水揚げが円滑に行われるよう、大船渡漁港などの岸壁や野積み場などの嵩上げ工事を進めてきており、今後、国の予算等を活用しながら、本格的な復旧工事を実施し、水産業の早期復興を支援していきます。	農林水産部・県土整備部
55	○都市基盤関係 ・地盤沈下の本格復旧に伴う、水道送水管・配水管の敷設替え工事に係る財政支援【防災のまちづくり】	大船渡	沈下地盤の復旧のために導入を予定している事業において補償費の対象となるか検討ください。 また、地方公営企業施設(上水道事業)の災害復旧事業に対する財政措置(一般会計からの繰り出し、一般会計からの繰出額に対する財政措置)が行われています。	復興局
56	○都市基盤関係 ・津波災害時の迂回路としての県道、市道及び林道等の早期整備への支援【交通ネットワーク】	大船渡	県では、三陸沿岸地域の復興と安全・安心を確保するため、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークを構築することが必要と考えており、岩手県東日本大震災津波復興実施計画において、まちづくりと連携した道路整備や、三陸復興道路整備事業として「復興支援道路」や「復興関連道路」等の交通あい路の解消や防災対策、橋梁耐震化等を推進していくこととしています。 なお、事業実施にあたっては、市と調整を図りながら、整備のあり方等について総合的に検討し進めています。 林道については、2路線(平根線、甫嶺線)が該当しており、平根線については、22年度から県代行事業で測量調査設計等を行っており、24年度から開設工事を行う予定です。甫嶺線については、市から施行申請され次第適切に対応していきます。	農林水産部・県土整備部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査における要望への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
57	○都市基盤関係 ・津波による大船渡湾内の水質影響調査と浄化対策の推進【水産業・農林業】	大船渡	環境省は、東日本大震災津波を受け、平成23年6月に本県被災地の河川及び大船渡湾を含む海域の水質調査を実施し、いずれにおいても環境基準値を下回ったところです。また、県においても、モニタリング調査を行うための採水を順次再開しており、被災地におけるモニタリング調査を継続して行っています。	環境生活部
58	○ 来年度以降、人員の問題は大変になる。特に技術系職員の派遣を他県等にもお願いしたい。 【市町村行政機能】	宮古	行政機能回復のための派遣は、現在まで155人の要請を受けており、県や県内外の市町村からの派遣調整を行った結果、概ね要請数が確保できる見込みですが、なお不足する職種等については引き続き調整を行うこととしています。 なお、土地区画整理事業及び防災集団移転事業については、国土交通省が設置した全国自治体からの職員派遣スキームの活用等により事業実施に必要な人員の確保に努めています。	政策地域部
59	○ ガレキ処理の問題は、自分たちで説明責任を果たしつつも県の協力を得て取組みを加速させたい。【防災のまちづくり】	宮古	「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスター・プラン）」に示された国、県、市町村の役割を踏まえ、連携して、可能な限り早期に処理が完了するよう努めています。	環境生活部
60	○ 財源問題について、当初予算や補正予算で十分な予算を確保していただくよう、引き続き県から国に強く働きかけていただきたい。【その他】	宮古	復旧・復興のための事業に対する国費による力強い支援の継続、復興に要する費用の地方負担に対する財源措置の充実・確保について関係省庁への要望を行ってきたところです。 必要な措置については引き続き要望を行っていきます。	復興局